## 美濃加茂商工会議所報「WAKUWAKU みのかも」 チラシ折り込みサービス運用規定

(目的)

第1条 この要領は、美濃加茂商工会議所(以下「商工会議所」という。)が発行する商工会議所報WAK UWAKUみのかも(以下「所報」という。)のチラシ折り込みに関し、必要なことを定めることを目的 とする。

(資格)

第2条 所報にチラシを折り込むことのできる事業所等は、商工会議所の会員及び特別会員とする。ただ し、専務理事が認めた場合はこの限りではない。

(受付基準)

- 第3条 所報に同封する書類の可否は、この要領に基づき判断を行なうものとする。
- 2. 実施の公平と有効性を規するため、原則毎号1事業所1枚、最大5社までの受付とし、先着順とする。 (チラシ折込の諾否)
- 第4条 所報に会員事業所の販売促進のためのチラシ広告を同封するものであり、同封する書類等および内容、書類等の作成責任を有する事業所などに対して与信を与えるものではないこと、および下記事項のいずれにも該当しないものとする。商工会議所において、本サービスの提供を拒否する場合は、適宜その旨を依頼者宛に連絡する。
  - (1) 商工会議所又は第三者の名誉又は体面を傷つける恐れが認められるとき
  - (2) 特定の政党に偏り、政治的に利用されると認められるとき
  - (3) 公序良俗に反すると認められるとき
  - (4) その他、専務理事が不適当と認めたとき

(規格)

- 第5条 この要領により折り込むチラシの規格はB5・A4・B4・A3サイズとする。
- 2 折込する内容物等について、商工会議所が与信を与えるものではなく、書類等は全て依頼者の責任において作成し、A 4 サイズ以下に折って納品することとする。

(価格)

第6条 チラシ折り込みの価格は、次表に定めるところによる。

| 規格 印刷物持ち込みによる折り込み     | 料金            |
|-----------------------|---------------|
| (予め、所報印刷部数を持ち込むこととする) |               |
| A 4 · B 5             | 1回10,000円(税別) |
| B 4 · A 3             | 1回20,000円(税別) |

(申し込み)

第7条 依頼事業所は、折り込み希望月の前月5日までに、美濃加茂商工会議所チラシ同封サービス申込書 にチラシ広告原案1枚を添えて商工会議所に提出するものとする。

(決定)

- 第8条 商工会議所は、前条の申込があったときは、その内容を審査すると共に諾否を決定し、申請事業所 へ通知するものとする。
- 2 折り込みする書類等は依頼者が用意し、発行月の前月20日までに商工会議所に納品するものとする。 (委任事項)
- 第9条 この要領に定めのない事項は、専務理事がその都度定めるものとする。